第109回定時株主総会
招集ご通知

日　時　　平成24年６月26日（火曜日）
午前10時

場　所　　福島県福島市大町３番25号
当行本店　８階大会議室

株式会社 東邦銀行

目　次

第109回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

第109期事業報告

１．当行の現況に関する事項…… 3
２．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項……13
３．社外役員に関する事項……15
４．当行の株式に関する事項……17
５．当行の新株予約権等に関する事項……18
６．会計監査人に関する事項……18
７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針……19
８．業務の適正を確保する体制……20
９．会計参与に関する事項……22
10．その他……22

計算書類

貸借対照表……23
損益計算書……24
株主資本等変動計算書……25

連結計算書類

連結貸借対照表……26
連結損益計算書……27
連結株主資本等変動計算書……28

監査報告書

会計監査人の監査報告書　謄本……29
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本……30
監査役会の監査報告書　謄本……31

（ご参考）第109期末　信託財産残高表……32

（株主総会参考書類）

第１号議案　剰余金の処分の件……33
第２号議案　定款一部変更の件……34
第３号議案　取締役３名選任の件……35
第４号議案　監査役３名選任の件……37
第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件……39

インターネットによる議決権行使のご案内……40

株主総会会場ご案内図

証券コード　8346
平成24年６月４日

株　主　各　位

福島県福島市大町３番25号
株式会社 東邦銀行
取締役頭取　北 村 清 士

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年６月25日（月曜日）午後５時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成24年６月26日（火曜日）午前10時

２．場　　所　福島県福島市大町３番25号
当行本店　８階大会議室

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．第109期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第109期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役３名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年６月25日（月曜日）午後５時15分までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、40頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成24年６月25日（月曜日）午後５時15分までに行使くださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 計算書類の個別注記表
② 連結計算書類の連結注記表
(http://www.tohobank.co.jp/invest/kabuka/kabuka_03.html)

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。
(http://www.tohobank.co.jp/invest/kabuka/kabuka_03.html)

添　付　書　類

第109期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ　主要な事業内容

当行は、福島県を核とした地域に本支店113か店を展開し、地域金融の円滑化に努めるとともに地域に密着した多様な金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

ロ　金融経済環境

当期のわが国経済は、東日本大震災発生直後に大きく落ち込んだものの、個人消費や住宅投資が底堅さを増すとともに、生産や公共投資などにおいては、震災復興関連需要が徐々に強まるにつれて、持ち直しの動きがみられてきました。一方では、欧州債務問題や原油価格の上昇、これらを背景とした海外景気の変動、円高の影響によりわが国経済が下振れするリスクも依然として存在しております。

当行の主たる営業基盤である福島県内経済につきましては、東日本大震災に伴う設備投資の停滞や海外経済の減速等の影響を受けておりますが、震災復興関連投資の増加から住宅投資や公共投資では回復の兆しがみられます。

金融環境については、東日本大震災後も日本銀行による潤沢な資金供給のもとで全体的に安定しております。日経平均株価は、３月に入り８か月ぶりに１万円台を回復する場面もみられたものの、依然軟調に推移しております。

ハ　事業の経過

平成23年度は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災や、原子力発電所事故からの復旧の見通しが不透明な状況のなか始まりました。

＜東日本大震災からの復旧、復興に向けた当行の取り組み＞

本事業年度を迎えるにあたり、地域の復興に全役職員が一体となって取り組むという思いを込め、新たなコーポレートメッセージ「すべてを地域のために」を制定し、復旧、復興に向けてさまざまな取り組みを行ってまいりました。

店舗の被災状況

当行も東日本大震災および原子力発電所事故による店舗の被災により、一時は最大で29か店が臨時休業を余儀なくされましたが、全力をあげて営業の再開に努めました結果、平成23年５月６日には警戒区域内の６か店を除き営業を再開しております。

被災されたお客さまの利便性向上の取り組み

被災されたお客さまを支援するため、預金や投資信託などのお取引、事業性融資や個人ローンのご返済などお取引全般にわたり幅広くご相談をいただけるよう「東日本大震災 お客さまご相談窓口」を全営業店（臨時休業店舗を除く）に設置しております。

また、福島県外に避難された当行預金者の皆さまの利便性向上のため、全国各地の銀行と提携し他行の窓口でも預金の払戻しを可能といたしました。加えて、東日本大震災により行方不明になられている方のご家族の生活資金とするため、相続確定前の預金払戻しに柔軟に対応するなど、被災されたお客さまの利便性向上を図りました。

事業再生、生活再建支援のための取り組み

被災されたお取引先のさまざまな資金需要に対応するため、震災関連制度資金を創設し地域への円滑な資金提供に努めるとともに、住宅ローンおよびリフォームローンの商品内容の改訂を行い、従来以上に円滑な金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

一方で、東日本大震災や原子力発電所事故の影響により一時的に借入金のご返済が困難になったお客さまに対しては、緊急措置として元利金ご返済の猶予等を行い、その後はお客さまの実情に応じ、柔軟かつ迅速にご返済条件の変更を実施するなどして金融の円滑化に努めております。

また、福島県産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構、個人版私的整理

ガイドライン運営委員会などの外部機関との連携強化、ふくしま応援ファンドの創設、資本性借入金等の積極的活用により、経営改善支援や事業再生支援、二重債務問題の解決に向けてコンサルティング機能の発揮に努めてまいりました。

地域経済活性化に向けた取り組み

福島県や各市町村の企業立地担当者と連携し、事務所、工場等の移転に関する情報提供を行うことで、事業の再開、継続に向けた支援に取り組んでまいりました。

風評被害の影響を受けている地元事業主の皆さまに対しては、復興支援通販事業（第一弾「さすけねぇ ふくしま!!」、第二弾「こでらんに ふくしま！」）の企画、協賛や各地の商談会への積極的参加による販路拡大支援、「さすけねぇふくしま！こでらんにふくしま！宿泊キャンペーン」の企画による県内観光産業の集客支援を行ってまいりました。

地域密着型金融への取り組みにつきましては、東日本大震災後、さらにその重要性が増しており、積極的な取り組みを展開しております。具体的には、復興支援セミナーなど各種セミナーの開催、経営改善支援、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資などの取り組みを行っております。

＜業績の概要＞

地域の復興に向けた積極的な資金供給などを通じて復興支援に全力で取り組むとともに、復興関連資金の流入による調達環境の劇的な変化に対応し、運用の強化に努めてまいりました結果、平成23年度の業績は以下のとおりとなりました。

［預金、譲渡性預金等］

復興関連資金の流入等もあり、預金は期中8,341億円増加し期末残高は３兆8,018億円となり、譲渡性預金を含む総預金では、期中9,586億円増加し４兆335億円となりました。

また、公共債、投資信託、生命保険を対象とした預かり資産残高は、期中340億円増加し4,347億円となりました。

［貸出金］

震災以降の資金需要に積極的にお応えした結果、貸出金は期中2,880億円増加し２兆4,258億円となりました。

［有価証券］

投資環境や市場動向に留意しながら効率的な資金運用に努めました結果、有価証券は期中1,629億円増加し１兆1,164億円となりました。

［損益］

貸出金、有価証券残高とも着実に増加いたしましたが、市場金利の低位推移に加え、復興支援のため低利の制度資金が増加したこと等により資金運用収益が減少したことや国債等債券損益の減少等から、経常収益は減収となりました。一方、地域経済への円滑な資金供給や経営支援への取り組み強化により不良債権処理額が減少したことなどから、経常利益は前年度比４億６千３百万円増益の103億７千５百万円となりました。また、税制改正に伴う一時的な税負担は増加しましたが、経常利益の増益により当期純利益は前年度比２億８百万円増益の46億８千６百万円となりました。

［連結損益］

当行および子会社１社、子法人等１社、関連法人等５社による連結の業績につきましては、連結経常利益は、単体比５千万円増加の104億２千６百万円、連結当期純利益は単体比３千５百万円増加の47億２千２百万円となりました。

＜ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動への取り組み＞

当行は従来から社会貢献活動や地域活性化のための活動、環境保護活動に対して積極的に取り組んでおります。ＣＳＲ活動については、東日本大震災後もさらに活動の充実を図っております。

平成24年３月には働くことを希望する障がい者の方々の“自立と社会参加の場の創出”を目的に、障がい者が中心に働く子会社「株式会社とうほうスマイル」を東北の金融機関で初めて設立いたしました。当行では、これまでも障がい者の雇用促進に積極的に取り組んでまいりましたが、今後もより一層、障がい者の方々の自立と社会参加の促進を支援してまいります。

また、環境問題への取り組みとしては、平成21年度から、福島県が推進する「企業の森林（もり）づくり」制度を利用し、県内においてボランティアの役職員や家族による植林活動（「とうほうの森」づくり）を展開しており、平成23年度は喜多方市で植林を行いました。

ニ　主な設備投資等の状況

平成15年９月から採用している勘定系共同化システム「ＰＲＯＢＡＮＫ（プロバンク）」については、平成23年９月に最新のハードウェアに更改いたしました。今般更改した新システムは、最新のＩＴ基盤を活用することで更なる安定稼働と処理能力の向上を図るとともに、環境問題への対応として、消費電力の１割削減を実現しました。

また、次世代型営業店システムの開発を進めており、平成24年２月には一部の店舗において試行稼働いたしました。平成24年度上期に全店での稼働を予定しております。このシステムでは、オペレーションの簡素化を実現するとともに、事務ナビゲーション機能等を備え、お客さまの待ち時間短縮、事務の効率化、厳正化を図っていくとともに、お客さまとの対話型相談業務機能を導入することにより、更なる営業力強化を目指しております。

ホ　対処すべき課題

東日本大震災および原子力発電所の事故による被害のほか、人口の流出、地価の下落、風評被害の影響等を受け、当行の主たる営業基盤である福島県内経済は依然として厳しい状況にあります。

これからもコーポレートメッセージ「すべてを地域のために」のもと、福島県の地域経済が早期に回復し、地域住民の方々が安定した生活を取り戻すことができるよう、役職員一人ひとりが汗を流し、東邦銀行グループの総力をあげて復興支援に取り組んでいく所存です。

平成24年度からは、新たな中期経営計画「東邦“一歩一歩”計画」（“ステップ・バイ・ステップ”プラン）がスタートしました。ふるさと福島と当行の未来を見据え、地域とともに着実に前進し、お客さま、株主の皆さま、地域社会などすべての方々のご期待にお応えできるよう役職員一丸となって努力してまいる所存でございますので、皆さま方にはより一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

イ　単体業績の推移

（単位：億円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預金	27,293	28,420	29,677	38,018
定期性預金	11,023	11,513	11,786	12,293
その他	16,269	16,906	17,890	25,725
貸出金	20,437	20,517	21,378	24,258
個人向け	5,042	5,131	5,188	5,401
中小企業向け	7,323	6,978	6,930	7,482
その他	8,071	8,407	9,258	11,375
商品有価証券	9	6	6	6
有価証券	7,596	8,807	9,535	11,164
国債	3,377	4,580	5,578	6,466
その他	4,219	4,226	3,956	4,698
総資産	29,998	31,576	32,609	42,416
内国為替取扱高	214,265	201,020	207,220	370,335
外国為替取扱高	百万ドル 576	百万ドル 681	百万ドル 815	百万ドル 939
経常利益	百万円 4,678	百万円 10,624	百万円 9,912	百万円 10,375
当期純利益	百万円 1,898	百万円 6,763	百万円 4,477	百万円 4,686
１株当たり当期純利益	円　銭 8　59	円　銭 28　74	円　銭 17　72	円　銭 18　51
信託財産	0	0	0	0
信託報酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

２．「１株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

ロ　連結業績の推移

（単位：億円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
連結経常収益	628	628	615	589
連結経常利益	47	106	99	104
連結当期純利益	19	65	45	47
連結純資産額	1,155	1,410	1,389	1,471
連結総資産	30,003	31,582	32,615	42,423

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	前年度末	当年度末
使用人数	2,007人	1,995人
平均年齢	41年　2月	41年　5月
平均勤続年数	18年　8月	18年　0月
平均給与月額	432千円	410千円

（注）１．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
３．平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	前年度末	当年度末
福島県	105店	105店
東京都	2	2
宮城県	2	2
茨城県	2	2
栃木県	1	1
新潟県	1	1
合計	113	113

（注）　上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を178か所（前年度末182か所）設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を138か所（前年度末は139か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携に基づく店舗外現金自動設備を84か所（前年度末は88か所）それぞれ設置しております。

ロ　当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

（注）　当年度において店舗外現金自動設備を、下記の２か所新設し、６か所廃止いたしました。

○新設

ヨークベニマル保原店（伊達市）　　ヨークベニマル白河横町店（白河市）

○廃止

好間工業団地（いわき市）　　福島赤十字病院（福島市）

ヨークベニマル白河昭和町店（白河市）　　保原陣屋通（伊達市）

ヨークベニマル本宮舘町店（本宮市）　　ヨークベニマル三春店（田村郡）

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	1,668

ロ　重要な設備の新設等

当年度中に実施した重要な設備の新設、処分、除却については該当ございません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社とうほうスマイル	福島市飯坂町平野字桜田３番地４	帳票等の印刷・製本業務	平成24年３月１日	30百万円	100.00％	子会社
東邦情報システム株式会社	福島市飯坂町平野字桜田３番地４	電子計算機ソフトウェア開発業務	平成５年４月２日	30百万円	5.00％	子法人等
東邦リース株式会社	福島市万世町５番10号	リース業務	昭和60年３月20日	60百万円	5.00％	関連法人等
東邦コンピューターサービス株式会社	福島市飯坂町平野字桜田３番地４	電子計算機による計算業務	昭和58年10月14日	30百万円	7.69％	関連法人等
東邦信用保証株式会社	福島市大町４番４号	信用保証業務	昭和60年３月20日	30百万円	5.00％	関連法人等
株式会社東邦カード	福島市大町４番４号	クレジットカード業務および信用保証業務	昭和60年４月15日	30百万円	5.00％	関連法人等
株式会社東邦クレジットサービス	福島市大町７番11号	クレジットカード業務および信用保証業務	平成２年７月12日	30百万円	5.00％	関連法人等

（注）１．上記の子会社１社、子法人等１社および関連法人等５社を含めた当期の業績の成果は、「１．当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」欄に記載しております。

２．当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第三位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。

5．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

6．株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

7．株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

8．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

２．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職
北村清士	取締役頭取(代表取締役)	
遠藤　博	専務取締役(代表取締役) 営業本部(営業本部長)	
渡辺正彦	常務取締役(代表取締役) コンプライアンス【正】 市場金融部・事務本部(事務本部長)	
阿部賢輔	常務取締役 本店営業部長	
櫛谷昭一	常務取締役 融資部・融資管理部	
加藤容啓	常務取締役 コンプライアンス【副】 総合企画部・人事部・東京事務所	
阿部隆彦	常務取締役 コンプライアンス【副】 監査部・総務部	
丹野真助	常務取締役 郡山支店長	
菊地邦幸	取締役、東京支店長	
小暮憲一	取締役、平支店長	
守谷光雄	取締役、会津支店長	
竹内誠司	取締役、営業本部副本部長	
阪路雅之	取締役、総合企画部長	
阿字　聡	取締役、事務本部副本部長兼事務企画部長	
長谷川敏朗	取締役、監査部長	
鈴木廣明	常勤監査役	
江畑邦雄	常勤監査役	
牧野藤厚	監査役(社外監査役)	牧野公認会計士税理士事務所(代表者) 三菱電機株式会社(社外取締役)
福田博志	監査役(社外監査役)	
村瀬久子	監査役(社外監査役)	

（注）１．監査役のうち、牧野藤厚、福田博志および村瀬久子は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．当行は牧野藤厚、福田博志および村瀬久子を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員に指定しています。
３．監査役牧野藤厚は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．平成23年６月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長瀬谷俊雄氏、取締役斎藤紀一氏、取締役喜古真氏、監査役齋藤信一氏、監査役平賀八郎氏は任期満了をもって退任し、常勤監査役高橋邦尚氏は辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取　締　役	18名	337(139)
監　査　役	８名	55(　8)
計	26名	393(148)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含めておりません。
使用人分報酬の額　　88百万円(うち賞与８百万円)
２．報酬等の額には、以下のものも含まれており、その合計額を括弧内に内書きしております。
イ　業績連動型報酬見込額
取　締　役　　40百万円
ロ　役員退職慰労引当金繰入額のうち、当事業年度に該当する額
取　締　役　　99百万円
監　査　役　　8百万円
３．定款又は株主総会で定められた確定金額報酬限度額
取　締　役　　年額 250百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まない)
監　査　役　　年額　50百万円
(平成23年６月27日開催第108回定時株主総会決議)
４．上記の支給人員には、平成23年６月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任並びに辞任した取締役３名、監査役３名を含んでおります。

３．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
監査役　　牧　野　藤　厚	牧野公認会計士 税理士事務所（代表者） 三菱電機株式会社（社外取締役）

（注） 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、開示すべき関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への 出　席　状　況	取締役会等における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
監査役 牧　野　藤　厚	３年９カ月	取締役会 29回中21回に出席 監査役会 24回中すべてに出席	長年の公認会計士としての経験と幅広い見識を基に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
監査役 福　田　博　志	９カ月	監査役就任後、開催した取締役会 21回中19回に出席 監査役会 18回中17回に出席	金融業務に精通した専門的見地から、積極的に質問し意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
監査役 村　瀬　久　子	９カ月	監査役就任後、開催した取締役会 21回中19回に出席 監査役会 18回中すべてに出席	長年、地方行政に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記３名の社外監査役は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
牧　野　藤　厚	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。
福　田　博　志	
村　瀬　久　子	

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	５名	11	―

（注）　上記の支給人員には、平成23年６月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名を含んでおります。

(5) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

４．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	255,500千株 （自己株式370千株を含む）

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

12,252名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,087千株	5.52%
東邦銀行従業員持株会	11,303	4.43
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.88
日本生命保険相互会社	9,923	3.88
福島商事株式会社	8,436	3.30
東京海上日動火災保険株式会社	5,556	2.17
日東紡績株式会社	4,746	1.86
株式会社みずほコーポレート銀行	4,668	1.82
東北電力株式会社	4,658	1.82
住友生命保険相互会社	3,939	1.54

（注）１．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（370千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

５．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ございません。

６．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水　守　理　智 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴　木　和　郎 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 満　山　幸　成	当行の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 ・公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　65百万円 ・公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額　７百万円 合　計　72百万円	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の内容 ・国際財務報告基準への移行等にかかる助言業務

（注）１．なお、当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

２．当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額　72百万円

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

８．業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

(1) 法令等遵守態勢

イ　取締役会は、「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。

ロ　取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、コンプライアンス担当役員を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェックおよび管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。

ハ　コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各部店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、グループ会社を含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。

ニ　内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

ホ　当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

(3) リスク管理態勢

イ　取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「危機管理対応計画」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。

ロ　取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。

ハ　内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

(4) 職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

イ　取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

ロ　取締役会は、中期経営計画や年度基本方針、年度および半期予算等を策定するとともに、「常務会」や「地域いちばん計画推進委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定する。

ハ　取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

(5) 企業集団（グループ会社）の業務の適正を確保する態勢

イ　当行の取締役会がグループ各社の業務の適正を監視するとともに、「子会社等管理規程」を制定してグループ会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等グループ全体での内部統制システムを構築する。

ロ　グループ各社は経営計画を策定するとともに、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告を行い、グループ全体での効率性を確保し、連携態勢を強化していく。

ハ　内部監査部門は、グループ会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じてグループ会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

ニ　当行およびグループ各社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(6) 監査役（会）へのサポート態勢

イ　監査役（会）の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査役（会）における業務監査のサポートを行う。

ロ　当該スタッフの人事に関しては、監査役と取締役が意見交換を行うなどにより、監査役（会）へのサポート態勢維持に努める。

(7) 監査役（会）への報告態勢

監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について取締役および全従業員等から報告を受ける。また、監査役は取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。

(8) 監査役監査の実効性確保

イ　監査役（会）は、銀行の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

ロ　監査役（会）は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより、効率的な監査を実施する。また、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。

９．会計参与に関する事項

該当ございません。

10. その他

該当ございません。

第109期末（平成24年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	52,501	預金	3,801,898
現金	35,452	当座預金	91,674
預け金	17,048	普通預金	2,376,732
コールローン	570,512	貯蓄預金	53,871
買入金銭債権	5,438	通知預金	19,246
商品有価証券	690	定期預金	1,216,552
商品国債	381	定期積金	12,807
商品地方債	309	その他の預金	31,013
金銭の信託	29,461	譲渡性預金	231,624
有価証券	1,116,482	コールマネー	3,698
国債	646,607	借用金	22,406
地方債	127,350	借入金	22,406
社債	222,133	外国為替	182
株式	32,796	売渡外国為替	95
その他の証券	87,594	未払外国為替	86
貸出金	2,425,880	その他負債	15,330
割引手形	8,156	未決済為替借	35
手形貸付	110,133	未払法人税等	3,262
証書貸付	2,137,318	未払費用	4,215
当座貸越	170,271	前受収益	884
外国為替	1,084	給付補てん備金	4
外国他店預け	1,084	金融派生商品	497
買入外国為替	0	リース債務	780
その他資産	9,747	資産除去債務	73
前払費用	85	その他の負債	5,577
未収収益	5,318	退職給付引当金	10,539
金融派生商品	221	役員退職慰労引当金	399
その他の資産	4,122	睡眠預金払戻損失引当金	262
有形固定資産	35,072	偶発損失引当金	292
建物	8,755	ポイント引当金	79
土地	23,242	再評価に係る繰延税金負債	3,708
リース資産	584	支払承諾	5,003
建設仮勘定	508	負債の部合計	4,095,427
その他の有形固定資産	1,981	（純資産の部）	
無形固定資産	3,324	資本金	23,519
ソフトウェア	1,013	資本剰余金	13,653
リース資産	159	資本準備金	13,653
その他の無形固定資産	2,151	利益剰余金	103,142
繰延税金資産	10,063	利益準備金	9,322
支払承諾見返	5,003	その他利益剰余金	93,820
貸倒引当金	△23,565	別途積立金	88,600
		繰越利益剰余金	5,220
		自己株式	△502
		株主資本合計	139,813
		その他有価証券評価差額金	5,774
		土地再評価差額金	684
		評価・換算差額等合計	6,458
		純資産の部合計	146,272
資産の部合計	4,241,699	負債及び純資産の部合計	4,241,699

第109期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**58,835**
資金運用収益	**43,520**	
貸出金利息	33,709	
有価証券利息配当金	9,545	
コールローン利息	257	
預け金利息	7	
その他の受入利息	0	
信託報酬	**0**	
役務取引等収益	**10,340**	
受入為替手数料	3,555	
その他の役務収益	6,785	
その他業務収益	**2,505**	
外国為替売買益	94	
商品有価証券売買益	13	
国債等債券売却益	2,313	
国債等債券償還益	79	
その他の業務収益	3	
その他経常収益	**2,468**	
償却債権取立益	294	
株式等売却益	52	
金銭の信託運用益	247	
その他の経常収益	1,874	
経常費用		**48,459**
資金調達費用	**2,673**	
預金利息	2,184	
譲渡性預金利息	139	
コールマネー利息	8	
借用金利息	339	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	**5,044**	
支払為替手数料	575	
その他の役務費用	4,469	
その他業務費用	**22**	
国債等債券売却損	0	
金融派生商品費用	21	
営業経費	**36,180**	
その他経常費用	**4,538**	
貸倒引当金繰入額	792	
株式等売却損	1,288	
株式等償却	1,699	
金銭の信託運用損	38	
その他の経常費用	719	
経常利益		**10,375**
特別利益		**1**
固定資産処分益	1	
特別損失		**504**
固定資産処分損	141	
減損損失	362	
税引前当期純利益		**9,871**
法人税、住民税及び事業税		**3,665**
法人税等調整額		**1,519**
法人税等合計		**5,185**
当期純利益		**4,686**

第109期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	23,519
当期末残高	23,519
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	13,653
当期末残高	13,653
資本剰余金合計	
当期首残高	13,653
当期末残高	13,653
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	8,990
当期変動額	
利益準備金の積立	331
当期変動額合計	331
当期末残高	9,322
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	85,600
当期変動額	
別途積立金の積立	3,000
当期変動額合計	3,000
当期末残高	88,600
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,443
当期変動額	
利益準備金の積立	△331
別途積立金の積立	△3,000
剰余金の配当	△1,642
当期純利益	4,686
自己株式の処分	△0
土地再評価差額金の取崩	65
当期変動額合計	△222
当期末残高	5,220
利益剰余金合計	
当期首残高	100,033
当期変動額	
利益準備金の積立	―
別途積立金の積立	―
剰余金の配当	△1,642
当期純利益	4,686
自己株式の処分	△0
土地再評価差額金の取崩	65
当期変動額合計	3,109
当期末残高	103,142
自己株式	
当期首残高	△986
当期変動額	
自己株式の取得	△2
自己株式の処分	486
当期変動額合計	484
当期末残高	△502
株主資本合計	
当期首残高	136,219
当期変動額	
剰余金の配当	△1,642
当期純利益	4,686
自己株式の取得	△2
自己株式の処分	486
土地再評価差額金の取崩	65
当期変動額合計	3,593
当期末残高	139,813
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,711
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,063
当期変動額合計	4,063
当期末残高	5,774
土地再評価差額金	
当期首残高	212
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	471
当期変動額合計	471
当期末残高	684
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,923
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,534
当期変動額合計	4,534
当期末残高	6,458
純資産合計	
当期首残高	138,143
当期変動額	
剰余金の配当	△1,642
当期純利益	4,686
自己株式の取得	△2
自己株式の処分	486
土地再評価差額金の取崩	65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,534
当期変動額合計	8,128
当期末残高	146,272

第109期（平成24年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	52,502	預金	3,801,741
コールローン及び買入手形	570,512	譲渡性預金	231,494
買入金銭債権	5,438	コールマネー及び売渡手形	3,698
商品有価証券	690	借用金	22,406
金銭の信託	29,461	外国為替	182
有価証券	1,117,084	その他負債	15,350
貸出金	2,425,880	退職給付引当金	10,581
外国為替	1,084	役員退職慰労引当金	401
その他資産	9,763	睡眠預金払戻損失引当金	262
有形固定資産	35,076	偶発損失引当金	292
建物	8,757	ポイント引当金	79
土地	23,242	再評価に係る繰延税金負債	3,708
リース資産	584	支払承諾	5,003
建設仮勘定	508	**負債の部合計**	**4,095,204**
その他の有形固定資産	1,984	（純資産の部）	
無形固定資産	3,325	資本金	23,519
ソフトウエア	1,014	資本剰余金	13,653
リース資産	159	利益剰余金	103,825
その他の無形固定資産	2,151	自己株式	△536
繰延税金資産	10,087	株主資本合計	140,461
支払承諾見返	5,003	その他有価証券評価差額金	5,782
貸倒引当金	△23,566	土地再評価差額金	684
		その他の包括利益累計額合計	6,466
		少数株主持分	213
		純資産の部合計	**147,141**
資産の部合計	**4,242,345**	**負債及び純資産の部合計**	**4,242,345**

第109期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		58,960
資金運用収益	43,520	
貸出金利息	33,709	
有価証券利息配当金	9,545	
コールローン利息及び買入手形利息	257	
預け金利息	7	
その他の受入利息	0	
信託報酬	0	
役務取引等収益	10,340	
その他業務収益	2,598	
その他経常収益	2,500	
償却債権取立益	294	
その他の経常収益	2,205	
経常費用		48,534
資金調達費用	2,673	
預金利息	2,184	
譲渡性預金利息	139	
コールマネー利息及び売渡手形利息	8	
借用金利息	339	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	5,044	
その他業務費用	92	
営業経費	36,185	
その他経常費用	4,538	
貸倒引当金繰入額	792	
その他の経常費用	3,746	
経常利益		10,426
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		504
固定資産処分損	142	
減損損失	362	
税金等調整前当期純利益		9,922
法人税、住民税及び事業税		3,670
法人税等調整額		1,522
法人税等合計		5,193
少数株主損益調整前当期純利益		4,728
少数株主利益		6
当期純利益		4,722

第109期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	23,519
当期末残高	23,519
資本剰余金	
当期首残高	13,653
当期末残高	13,653
利益剰余金	
当期首残高	100,680
当期変動額	
剰余金の配当	△1,642
当期純利益	4,722
自己株式の処分	△0
土地再評価差額金の取崩	65
当期変動額合計	3,144
当期末残高	103,825
自己株式	
当期首残高	△1,020
当期変動額	
自己株式の取得	△2
自己株式の処分	486
当期変動額合計	484
当期末残高	△536
株主資本合計	
当期首残高	136,832
当期変動額	
剰余金の配当	△1,642
当期純利益	4,722
自己株式の取得	△2
自己株式の処分	486
土地再評価差額金の取崩	65
当期変動額合計	3,629
当期末残高	140,461

科目	金額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,715
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,066
当期変動額合計	4,066
当期末残高	5,782
土地再評価差額金	
当期首残高	212
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	471
当期変動額合計	471
当期末残高	684
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,928
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,538
当期変動額合計	4,538
当期末残高	6,466
少数株主持分	
当期首残高	209
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3
当期変動額合計	3
当期末残高	213
純資産合計	
当期首残高	138,970
当期変動額	
剰余金の配当	△1,642
当期純利益	4,722
自己株式の取得	△2
自己株式の処分	486
土地再評価差額金の取崩	65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,541
当期変動額合計	8,171
当期末残高	147,141

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年５月９日

株式会社東邦銀行
　取締役会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　守　理　智	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　和　郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	満　山　幸　成	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年５月９日

株式会社東邦銀行
　取締役会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　守　理　智	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　和　郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	満　山　幸　成	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年５月10日

株式会社東邦銀行　監査役会

常勤監査役　鈴　木　廣　明　㊞
常勤監査役　江　畑　邦　雄　㊞
監　査　役　牧　野　藤　厚　㊞
監　査　役　福　田　博　志　㊞
監　査　役　村　瀬　久　子　㊞

（注）　監査役のうち、牧野藤厚、福田博志及び村瀬久子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

（ご参考）

第109期末（平成24年３月31日現在）信託財産残高表

（単位：百万円）

資　　産	金　　額	負　　債	金　　額
現 金 預 け 金	18	金 銭 信 託	18
合　　計	18	合　　計	18

（注）１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
　　２．共同信託他社管理財産の取扱いはありません。
　　３．元本補てん契約のある信託の取扱いはありません。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

当行は、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本方針とし、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元に努めていくこととしております。この配当方針のもと、第109期の期末配当につきましては、当行創立70周年の節目の年であることから、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、記念配当50銭を加え１株につき３円75銭といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金１株につき３円25銭と合わせ、年間の配当金は１株につき７円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金３円75銭　総額956,737,489円

（うち、普通配当３円25銭・創立70周年記念配当50銭）

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年６月27日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　3,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

社外取締役がその役割を十分に発揮できるよう、また見識・経験とも豊富な人材を招聘できるよう、社外取締役との責任限定契約の規定を新設するものであります。〔変更案第32条〕

これに伴い、現行定款第32条以降、条数を繰下げるものであります。

なお、第32条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（新　設）	（社外取締役の責任限定契約）
	第32条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第32条 ～　（省　略） 第45条	第33条 ～　（現行どおり） 第46条

第３号議案　取締役３名選任の件

取締役　渡辺正彦、櫛谷昭一、阿部隆彦の３氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、その補欠として取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
※1	土田（つちだ）　淳（あつし） （昭和33年12月４日生）	昭和56年４月　株式会社東邦銀行入行 平成13年３月　同　システム部副部長兼システム開発課長 平成15年10月　同　システム部システム開発課長 平成16年９月　同　システム部システム企画課長 平成18年３月　同　監査部主任調査役 平成19年３月　同　四倉支店長 平成21年６月　同　事務本部システム部長 平成23年６月　同　事務本部副本部長兼システム部長 （現在に至る）	13,000株
※2	佐藤（さとう）　稔（みのる） （昭和35年11月27日生）	昭和58年４月　株式会社東邦銀行入行 平成14年３月　同　総合企画部審議役 平成15年10月　同　総合企画部企画課長 平成18年３月　同　方木田支店長兼大森支店長 平成19年10月　同　方木田支店長 平成20年６月　同　須賀川支店長 平成22年６月　同　市場金融部長 （現在に至る）	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
※3	田口（たぐち） 信太郎（しんたろう） （昭和24年10月30日生）	昭和49年４月　日本放送協会入局　青森放送局 平成10年６月　同　松山放送局放送部副部長 平成12年５月　同　報道局取材センター担当部長 平成13年６月　同　報道局取材センター経済部長 平成15年６月　同　福島放送局長 平成18年７月　財団法人ＮＨＫサービスセンターへ転籍 平成23年７月　同　理事 平成24年６月　同　理事退任予定	0株

（注）１．各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

２．田口信太郎氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

３．社外取締役候補者の選任理由について

田口信太郎氏につきましては、幅広い知識と豊富な経験を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任をお願いするものです。

４．社外取締役との責任限定契約について

当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、本定時株主総会の第２号議案にて、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めることを付議いたしております。

その契約内容の概要は以下のとおりであります。

・会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

田口信太郎氏が選任された場合、当行は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

５．※印は、新任候補者であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役鈴木廣明、江畑邦雄、牧野藤厚の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	鈴木廣明（すずき ひろあき） （昭和30年５月18日生）	昭和53年４月　当行入行 平成９年３月　同　大槻支店長 平成10年３月　同　人事部付審議役 平成12年６月　同　方木田支店長 平成13年９月　同　方木田支店長兼大森支店長 平成14年３月　同　人事部副部長兼人事課長兼厚生課長 平成15年３月　同　人事部上席副部長兼人事課長 平成16年３月　同　人事部副部長兼研修課長 平成16年６月　同　会津一之町支店長 平成18年３月　同　事務本部事務管理部長 平成18年10月　同　事務本部事務統括部長 平成20年３月　同　原町支店長 平成21年６月　同　常勤監査役 （現在に至る）	10,000株
2	江畑邦雄（えばた くにお） （昭和32年２月16日生）	昭和54年４月　当行入行 平成10年３月　同　富田支店長 平成12年３月　同　仙台卸町支店長 平成15年５月　同　本宮支店長 平成17年３月　同　郡山支店副支店長 平成18年６月　同　営業本部個人金融部長 平成20年６月　同　監査部長 平成23年６月　同　常勤監査役 （現在に至る）	16,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
※3	井置（いおき）一史（かずふみ） （昭和29年２月15日生）	昭和51年４月　大蔵省入省　主計局総務課 昭和56年７月　竜ヶ崎税務署長 昭和59年４月　外務省在イタリア日本国大使館一等書記官 平成４年７月　大阪国税局査察部長 平成５年７月　同　課税第一部長 平成６年７月　大臣官房企画官兼大臣官房金融検査部管理課企画官 平成８年９月　大臣官房企画官兼内閣審議官（内政審議室） 平成９年７月　宮内庁長官官房主計課長 平成11年７月　理財局国有財産第一課長 平成12年７月　造幣局東京支局長 平成13年７月　九州財務局長 平成15年７月　東北財務局長 平成16年７月　日本たばこ産業株式会社財務副責任者 平成18年７月　国土交通省大臣官房審議官（北海道局） 平成20年７月　独立行政法人　水資源機構理事 平成22年４月　東京大学大学院法学政治学研究科 ～平成23年７月　付属ビジネスロー・比較法制研究センター客員教授 平成23年１月　弁護士	0株

（注）１．各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

２．井置一史氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に定める独立役員の候補者であります。

３．社外監査役候補者の選任理由について

井置一史氏につきましては、大蔵省入省後、九州財務局長・東北財務局長を歴任されたほか、東京大学の客員教授も務めるなど豊富な要職経験、卓抜した幅広い見識から、当行の監査に対する専門的見地からのアドバイス、客観的な監査・監督をしていただきたく、社外監査役候補者とするものであります。

４．社外監査役との責任限定契約について

井置一史氏が選任された場合は、当行との間で、任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う、責任限定契約を締結する予定であります。

５．※印は、新任候補者であります。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任される取締役渡辺正彦、櫛谷昭一、阿部隆彦の３氏に対し、在任中の功労に報いるため、当行の一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
渡辺　正彦（わたなべ　まさひこ）	平成18年６月　当行取締役 平成20年６月　同　常務取締役（現在に至る）
櫛谷　昭一（くしや　しょういち）	平成19年６月　当行取締役 平成21年６月　同　常務取締役（現在に至る）
阿部　隆彦（あべ　たかひこ）	平成21年６月　当行取締役 平成22年６月　同　常務取締役（現在に至る）

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

１．インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使サイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

(3) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成24年６月25日（月曜日）午後５時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

(4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(5) インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

２．インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコンを利用する場合

Ａ．インターネットにアクセスできること。

Ｂ．インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver.6.0以上を使用できること。

Ｃ．議決権行使サイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe Reader ver.6.0以上を使用できること。

Ｄ．ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※MicrosoftおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。

(2) 携帯電話を利用する場合

A.「ｉモード®」、「EZweb」、「Yahoo！ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

B. 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。**また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。**)

※「ｉモード」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

※「EZweb」はKDDI株式会社の登録商標です。

※「Yahoo！」および「Yahoo！」「Y！」のロゴマークは、米国Yahoo！ Inc.の登録商標または商標です。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱　代理人部　IT総会ヘルプデスク

【専用ダイヤル】 0120－707－743（フリーダイヤル）

受付時間９:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内図

会場：福島市大町３番25号　東邦銀行本店８階大会議室
電話：(024)523－3131(代表)

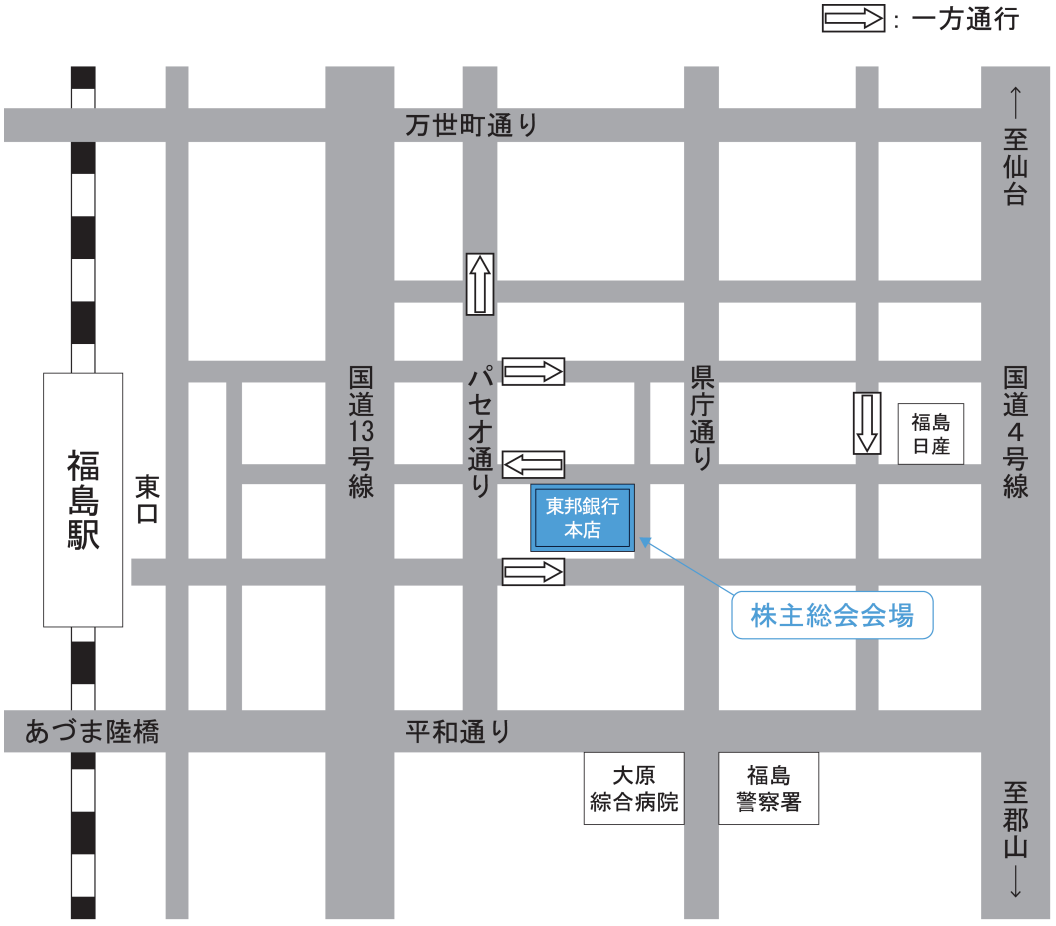

・駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。